

○田川地区清掃施設組合ごみ処理施設使用条例

平成 13 年 4 月 1 日

条例第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、田川地区清掃施設組合ごみ処理施設(田川市川崎町清掃センターをいう。以下「清掃センター」という。)の使用について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において取り扱う廃棄物は、一般廃棄物のうちごみ及び粗大ごみ(以下「ごみ等」という。)をいう。

(使用の許可)

第 3 条 清掃センターを使用する者は、組合長の許可を受けなければならない。

(使用時間及び休日)

第 4 条 清掃センターの使用時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、組合長において特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(1) 使用時間 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

(2) 休日

イ 日曜日、土曜日及び国民の祝日

ロ 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日(イに掲げる日を除く。)

(損害賠償)

第 5 条 使用者が、清掃センターの施設、設備等に損傷を与えたときは、組合長の指示する期間に原形復旧又はそのき損額を賠償しなければならない。

(使用者の心得)

第6条 清掃センターを使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設内の清潔保持に努めること。
- (2) 火災の予防に努めること。
- (3) 危険物の取り扱いに注意すること。
- (4) 係員の指示に従うこと。

(規則への委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月22日条例第9号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和3年2月18日条例第1号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。